上欄	下欄			
重要無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
能シテ方	野村　四郎		昭和十一年十一月二十七日	東京都杉並区永福四―三〇―一〇
能シテ方	大槻　文藏		昭和十七年九月二十五日	大阪府大阪市中央区上町一―二八―一四
歌舞伎脇役	河野　均	中村　東蔵	昭和十三年一月二十一日	東京都千代田区三番町六―二五―二〇三
工芸技術の部				
紬織	村上　良子		昭和二十四年八月六日	京都府京都市左京区静市市原町九一〇―六五

○文部科学省告示第百三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月三十日

文部科学大臣　松野　博一

上欄	下欄			
文化財の保存技術	保持者			
有形文化財等関係及び無形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
手切鑢製作	澤田英之助		大正十五年十二月一日	京都府京都市北区紫野西舟岡町三―四

○文部科学省告示第百三十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月三十日

文部科学大臣　松野　博一

上欄	下欄		
文化財の保存技術	保存団体		
有形文化財等関係			
名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
建造物漆塗	公益財団法人日光社寺文化財保存会	理事長　稲葉　久雄	栃木県日光市山内二二八一

○文部科学省告示第百三十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月三十日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
ルクレティア	平成二十八年九月三十日	平成二十八年十月一日から平成二十九年四月三十日まで	株式会社ＴＢＳテレビ 事業局長　吉田　尚子 東京都港区赤坂五―三―六	国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七―七 平成二十八年十月十五日から平成二十九年一月十五日まで
			独立行政法人国立美術館国立西洋美術館 館長　馬渕　明子 東京都台東区上野公園七―七	国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五 平成二十九年一月二十八日から同年四月十六日まで
サムソンとデリラ			独立行政法人国立美術館国立国際美術館 館長　山梨　俊夫 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五	

同右　同右　同右　同右　同右